

## 公益社団法人日本眼科医会 公益通報者保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、公益社団法人日本眼科医会（以下「本会」という。）における公益通報者の保護等を定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、もって、本会におけるコンプライアンス（法令遵守）体制の強化に資することを目的とする。

2 この規程において「公益通報」とは、本会の役員及び職員（派遣契約その他契約に基づき本会の業務に従事する者を含む。以下同じ。）が次の各号に掲げる事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、この規程に定める本会の受付窓口に通報することをいう。

(1) 法に定める通報対象事実（法令違反行為）

(2) 本会における教育活動、研究活動または業務運営にあたってなされた不正の事実

3 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った本会の役員及び職員をいう。

### (定義)

第2条 この規程において「部局」とは事務局をいう。

### (窓口)

第3条 公益通報の受付窓口（以下「窓口」という。）は事務局長とする。

### (通報の方法)

第4条 公益通報は、電話、FAX、Eメール、書面、または面会で行うものとする。

2 公益通報は、原則として実名で行うものとする。

### (通報の受付)

第5条 窓口において、公益通報を受けたときは、会長へ報告するとともに、すみやかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。

3 通報受付担当者以外の本会の役員及び職員が、公益通報を受けたときは、すみやかに窓口に連絡し、または当該公益通報者に対し窓口公益通報するように助言しなければならない。

### (調査)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、会長が指定する部局（以下「調査部局」という。）の長が行う。

2 調査部局の長は、調査する内容によって、調査チームを設置することができる。

3 前項の調査チームの構成員は、調査部局の長が選定し、会長の承認を得るものとする。

### (関係者の排除)

第7条 会長は、被通報者（その者が第1条第2項の各号に掲げる事実を行った、行っている、また

は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)を当該被通報者に係る事案の処理に関与させてはならない。

#### (協力義務)

第8条 本会の役員及び職員は、第6条に規定する調査(以下「調査」という。)に際して協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

#### (是正措置等)

第9条 本会は、調査の結果、第1条第2項の各号に掲げる事実が明らかになった場合には、すみやかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

#### (公益通報者等の保護)

第10条 本会は、公益通報者および調査協力を行った者に対して解雇その他いかなる不利益を与える取扱いも行ってはならない。

2 本会の役員及び職員が、公益通報者および調査協力を行った者に対して不利益を与える取扱いや嫌がらせを行った場合には、就業規則または本会の定める規程等に従って処分を課することができる。

#### (個人情報保護)

第11条 公益通報を受けた本会の役員及び職員および調査チームの構成員その他公益通報の処理に関与した者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 本会は、当該個人情報を正当な理由なく他に漏らした者に対し、就業規則または本会の定める規程等に従って処分を課することができる。

#### (通知)

第12条 本会は、公益通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

#### (不正の目的の通報)

第13条 公益通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 本会は、前項の不正の目的の通報を行った者に対し、就業規則または本会の定める規程等に従って処分を課することができる。

#### (準用)

第14条 本会の役員及び職員以外の者からの通報については、この規程を準用する。

#### (個別規程の適用)

第15条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等(以下「個別規程等」という。)が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必

要な措置をとるものとする

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

附則

(改廃)

1 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行期日)

2 この規程は、平成28年2月6日より施行する。